



## 指名停止処分について

- 1 楽 旨** 独占禁止法違反行為による指名停止処分
- 2 業 者** 新明和工業 株式会社 代表取締役 五十川 龍之  
兵庫県宝塚市新明和町1-1
- 3 期 間** 令和8年1月14日から4月13日まで（3カ月間）
- 4 概 要** 上記業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から、同法の規定に基づき、課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表された。  
このことは、坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第13号（独占禁止法違反行為）に該当するため指名停止を行う。

### ※課徴金減免制度の適用について

課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、措置要領第3条第2項の規定に基づき、通常月数の2分の1の措置としている。

### 【問合先】

坂出市総務部総務課契約係

TEL 0877-44-5002 (内線143)  
FAX 0877-46-4056